

議案第17号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成18年渋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イを削り、ウをイとし、エからケまでをウからクまでとし、同条第3号中ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 共生社会の推進に関する事項

ウ 行政改革に関する事項

第2条第4号カを削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(事務の分掌) 第2条 部等の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 総務部 ア 議会及び行政一般に関する事項 イ 文書及び法規に関する事項 ウ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項 エ 市の予算その他財務に関する事項 オ 市の財産に関する事項 カ 契約及び工事の検査に関する事項 キ 市税に関する事項 ク その他他の所管に属しない事項 (3) 総合政策部 ア 市政の総合企画及び調整に関する事項 イ <u>共生社会の推進に関する事項</u> ウ <u>行政改革に関する事項</u> エ 情報化に関する事項 オ 統計に関する事項 (4) 市民環境部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項 イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 ウ 環境に関する事項 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域污水处理に関する事項を除く。） オ 温暖化対策に関する事項 (5)～(9) (略)</p>	<p>(事務の分掌) 第2条 部等の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 総務部 ア 議会及び行政一般に関する事項 イ <u>行政改革に関する事項</u> ウ 文書及び法規に関する事項 エ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項 オ 市の予算その他財務に関する事項 カ 市の財産に関する事項 キ 契約及び工事の検査に関する事項 ク 市税に関する事項 ケ その他他の所管に属しない事項 (3) 総合政策部 ア 市政の総合企画及び調整に関する事項 イ 情報化に関する事項 ウ 統計に関する事項 (4) 市民環境部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項 イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 ウ 環境に関する事項 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域污水处理に関する事項を除く。） オ 温暖化対策に関する事項 カ <u>男女共同参画に関する事項</u> (5)～(9) (略)</p>